



Billing System

第22回
定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2022年3月24日（木曜日）午前10時

開催場所

東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 4階 孔雀の間

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件

・新型コロナウイルスの感染が広がっております。
本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

目次

招集ご通知	1
事業報告	4
連結計算書類	23
計算書類	26
監査報告	29
株主総会参考書類	35

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
ビリングシステム株式会社
代表取締役社長 江 田 敏 彦**第22回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2ページの「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2022年3月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所	東京都港区芝公園二丁目5番20号 メルパルク東京 4階 孔雀の間 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項	
報告事項	1. 第22期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第22期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	
第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	定款一部変更の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.billingssystem.co.jp>）に掲載させていただきます。
- ◎当社は、法令及び定款第16条の規定に基づき、提供書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.billingssystem.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。なお、本招集ご通知に記載されている提供書面は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ① 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」 ② 連結計算書類の「連結注記表」 ③ 計算書類の「個別注記表」



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p style="text-align: center;">日 時</p> <p style="text-align: center;">2022年3月24日（木曜日） 午前10時</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p style="text-align: center;">行使期限</p> <p style="text-align: center;">2022年3月23日（水曜日） 午後6時到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p style="text-align: center;">行使期限</p> <p style="text-align: center;">2022年3月23日（水曜日） 午後6時入力完了分まで</p>
---	--	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(切取線)

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

○○○○○○○



スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

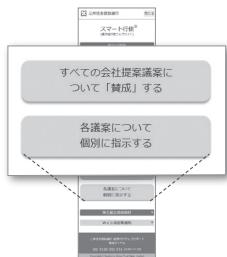
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

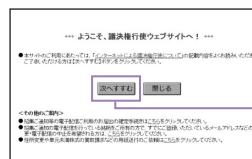
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

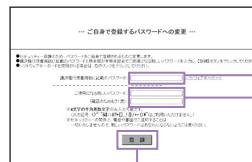
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大により緊急事態宣言が断続的に発出され経済活動の停滞が長期化しましたが、ワクチン接種の普及とともに新規感染者が大幅に減少し経済活動に持ち直しの動きも見られました。しかし、新たな変異株が出現するなど、依然として収束の見通しが立たず、先行き不透明な状況が続いております。

当社の属する決済市場においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、インバウンド需要の回復は当面、見込めない状況が続いておりますが、一方で、越境EC市場の拡大や、感染防止の観点からも、キャッシュレス決済の普及が急速に進んでおり、スマートフォンを利用した非対面決済の需要は、アフターコロナにおいても引き続き拡大が見込めるものと考えております。

このような状況の下、当社グループは、クイック入金サービスや公共料金支払代行サービスなど既存サービスの着実な運営、また即時口座振替サービスやスマホ決済サービスPayB、キャッシュレス決済端末の開発・販売に取り組んでまいりました。

スマホ決済サービスPayBは、ゆうちょ銀行や各メガバンクを始めとして45の金融機関と提携しております。また利用可能な払込票発行機関（加盟店）は2021年12月末時点で、民間収納企業、地方公共団体合わせ9,352社・団体まで広がり、特に地方公共団体については、1,132団体まで広がっております。この様に、接続金融機関や加盟店数の拡大、また各種決済機関との連携を進めて来た結果、取扱件数も期初計画を上回り順調に伸びました。

一方、スマホマルチ決済サービスのWeChat PayやAlipayについては、新型コロナウイルス感染症が収束せず、インバウンド需要の回復が見込めない状況が続いたため、計画を下回る結果となりましたが、アフターコロナを見据え、利用可能な国内外の各種決済アプリ数の拡大に向けた準備を進めました。また、越境EC対応として、前期から提供を始めたWeChatミニプログラムに続き、当期からはAlipayミニアプリのサービス提供も開始しております。

キャッシュレス決済端末の販売については、飲料自販機市場での販売と共に、駐車場やコインランドリー等への新機能の開発や運営ソリューションの構築を進めました。端末販売は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、期初の販売計画を下回る結果となりましたが、一方で、決済端末関連システムの受託開発案件については、追加開発の受託もあり計画を上回りました。

既存サービスのクイック入金サービスは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い株式市場や為替市場の変動が大きかったことや暗号資産の取引増加等のため、通期にわたり取扱件数が堅調に推移しました。また、収納代行サービスも新規取引先の取扱件数が当初の見込みを上回って推移したため、期初計画を上回る結果となっております。その他の既存サービスについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は受けておりません。

以上のことから、売上高は概ね計画通りとなりましたが、利益率の高いクイック入金サービスが計画を上回ったことなどから、営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益は、期初の計画を上回る結果となっております。なお、前期に、本社移転中止に伴う賃貸借契約解約損を概算計上しましたが、当期において金額が確定したため、賃貸借契約解約損戻入益を特別利益に計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、3,143,327千円（前連結会計年度売上高2,887,459千円）、営業利益345,428千円（前連結会計年度営業利益228,294千円）、経常利益345,237千円（前連結会計年度経常利益232,286千円）、親会社株主に帰属する当期純利益224,024千円（前連結会計年度親会社株主に帰属する当期純利益142,125千円）となっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は74,433千円であります。

その主なものは、クイック入金サービスなど商用のシステムサーバーの入替等及びキャッシュレス決済端末の開発費用であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

2 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第19期 (2018年12月期)	第20期 (2019年12月期)	第21期 (2020年12月期)	第22期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売上高	(千円) 2,638,701	2,290,703	2,887,459	3,143,327
経常利益	(千円) 345,888	107,753	232,286	345,237
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(千円) 172,443	△24,491	142,125	224,024
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円) 27.05	△3.84	22.30	35.20
総資産	(千円) 6,159,640	7,806,677	9,997,105	16,023,257
純資産	(千円) 1,993,456	1,920,045	2,016,940	2,095,249
1株当たり純資産額	(円) 302.71	290.10	303.64	318.60

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第19期 (2018年12月期)	第20期 (2019年12月期)	第21期 (2020年12月期)	第22期 (当事業年度) (2021年12月期)
売上高 (千円)	2,362,808	2,011,540	2,661,918	2,729,278
経常利益 (千円)	304,944	131,495	165,218	210,445
当期純利益 (千円)	153,940	3,710	92,974	146,512
1株当たり当期純利益 (円)	24.15	0.58	14.59	23.02
総資産 (千円)	2,933,155	3,521,531	4,936,072	11,061,491
純資産 (千円)	1,863,920	1,811,681	1,848,880	1,839,620
1株当たり純資産額 (円)	292.41	284.22	290.05	292.49

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。

3 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
トランスファーネット株式会社	5,680万円	66.0%	集金事務及び収納事務の代行
F i n G o 株 式 会 社	3,000万円	100.0%	キャッシュレス決済端末関連事業
給 与 賞 与 株 式 会 社	100万円	100.0%	決済支援

4 対処すべき課題

当社グループは、企業の財務活動における決済等の効率化を支援するサービスをインターネットを通して提供しております。

資金の回収業務につきましては、オンライン証券、外国為替証拠金取引会社等へクイック入金サービスを、また損害保険会社等に対し保険料等の回収業務を収納代行サービスとして提供する既存サービスに加えて、日本へ来る中国人旅行者向けのスマホ決済サービス「WeChat Pay」や「Alipay」、払込票での支払をスマホを利用して即座に自身の銀行口座より決済できる「PayB」等の新サービスを展開しております。その他、資金の支払業務につきましては、事業会社及び金融会社等に対し、支払サポートサービスを提供しております。また、資金の回収業務や支払業務において得られたデータを活用したファイナンス取次業務を行っており、これら決済に関連する多岐にわたるサービスの提供が当社グループの特色でもあります。

しかしながら、クイック入金サービスを除き、それぞれのマーケットへの普及率は未だ不十分であり、限定的範囲での対応に留まっているため、以下の点を主要課題として認識するとともに、これまで以上の成長を目指し、事業価値の向上を推進してまいります。

① 人材の確保と教育

当社グループは、クイック入金サービスや収納代行サービスなどの既存サービスをはじめとして、スマホ決済サービス「WeChat Pay」「Alipay」や「PayB」、キャッシュレス決済端末の販売などの新規サービスを開発し提供するなど積極的な事業拡大を図っております。

それに伴い、営業人員をはじめとした人員確保が急務になっており、今後とも継続して採用部門の強化、また採用後の教育を実施することで、組織全体の底上げを図り、顧客・サービスに柔軟に対応できる対応力の高い組織を目指してまいります。

② アライアンスの強化

当社グループは、資金業務の効率化や地方拠点からの資金の集中等、物販を伴わない資金移動を行うサービスを提供できることに強みがあり、このようなサービスは多くの一般事業会社でもニーズが高く、大きなマーケットが見込めると考えております。一方、サービスをパッケージ化し自力で広く営業展開を図るには、現在の会社規模では難しく、拡販について十分に対応できているとは言えない状況です。

当社グループのより一層の成長のため、今後とも継続して社内の営業人員の確保・育成とともに、営業代行会社等とのアライアンスを強化することで営業力強化を図り、積極的でスピード感のある営業展開を行ってまいります。

③ システム増強

決済サービスは一種の社会インフラでもあり、高度なセキュリティと信頼性の高い安定したシステム運用が求められます。インターネットを取り巻く技術革新は日進月歩であり、当社グループは、今後とも継続して新しい技術を積極的に取り入れ、引き続き質の高い運用環境を維持するとともに、事業拡大に対応した運用要員の確保等に注力してまいります。

④ 事業開発力の強化

売上強化のためには、既存のビジネスを着実に発展させることはもとより、顧客ニーズの変化・社会の要請に合わせた新規サービスをタイムリーに開発することが重要です。

スマホ決済サービス「WeChat Pay」「Alipay」や「PayB」、キャッシュレス決済端末の提供などの新規サービスの開発・提供を行っておりますが、引き続き、社会の変化を常に意識し、新しいサービスを開発することで積極的な事業拡大を図ってまいります。

5 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

事業区分	主要サービス
決 済 支 援 事 業	クイック入金サービス、収納代行サービス、支払サポートサービス

6 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

名 称	所 在 地
当 社	本社：東京都千代田区
トランスファーネット株式会社	本社：東京都千代田区
F i n G o 株 式 会 社	本社：東京都千代田区
給 与 賞 与 株 式 会 社	本社：東京都千代田区

7 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
決 済 支 援 事 業	72名	1名増
フ ァ イ ナ ン ス 支 援 事 業		
そ の 他 事 業		
全 社 (共 通)		
合 計	72名	1名増

(注) 当社グループでは、事業セグメントごとの経営組織体系を有しておらず、同一の使用人が複数の事業に従事しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
70名	1名増	36.5歳	4.9年

8 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の現況に関する事項

1 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 24,324,800株 |
| ② 発行済株式の総数 | 6,564,400株 (自己株式274,982株を含む。) |
| ③ 株主数 | 4,518名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 T - S K Y	598,800株	9.52%
OKASAN INTERNATIONAL (ASIA) LIMITED A / C C L I E N T	538,600株	8.56%
株 式 会 社 エヌ・ティ・ティ・データ	440,000株	7.00%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	306,300株	4.87%
住 原 智 彦	231,900株	3.69%
宗 教 法 人 宗 三 寺	168,000株	2.67%
江 田 敏 彦	154,400株	2.45%
古 川 博 章	95,000株	1.51%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	80,000株	1.27%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	72,400株	1.15%

(注) 当社は、自己株式274,982株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

- ① 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	江田敏彦	トランスファーネット株式会社代表取締役 FinGo株式会社取締役
取締役	住原智彦	給与賞与株式会社代表取締役 トランスファーネット株式会社監査役 FinGo株式会社取締役
取締役	芳賀正彦	
取締役	金山佳正	FinGo株式会社取締役
取締役兼営業本部長	木幡徹	
取締役	岡部長栄	
取締役	安孫子和司	株式会社NTTデータフロンティア取締役執行役員
取締役	木崎重雄	キザキ・エンタープライズ株式会社代表取締役
常勤監査役	大林幹司	
監査役	山田啓介	公認会計士・税理士山田啓介事務所主宰 有機合成薬品工業株式会社社外取締役 有限会社山田殖産取締役
監査役	中谷浩一	桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役岡部長栄氏、安孫子和司氏及び木崎重雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役大林幹司氏、山田啓介氏及び中谷浩一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役岡部長栄氏、安孫子和司氏、木崎重雄氏及び監査役山田啓介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役山田啓介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

③ 役員等賠償責任保険契約について

当社は、取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役がその職務執行に関して責任を負うこと又は、当該責任の追及に係る請求を受けることにより生じることがある損害が補填されることになります。保険料は全額当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役の報酬は、2008年3月26日開催の定時株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、役員報酬規程及び取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する取締役会決議に基づき、取締役会で決定しております。

同決議に基づき、代表取締役社長江田敏彦が取締役の個人別の報酬額の具体的内容について委任を受けるものとし、その委任される権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とします。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、世間水準及び従業員給与との均衡を考慮して、役員の役職位、経営能力、功績などを考慮し基本報酬を定めることを確認しているため、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

また、当社では役員持株会制度により自社株の取得を進めており、当社の役員は株主の皆様と同じ視点で、会社の持続的な成長を目指しております。

尚、現在の取締役に対しては、業績連動型報酬を導入しておりませんので、当社に最適な報酬制度のあり方について、今後必要に応じて検討してまいります。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額	概 要
取締役	7名	109,890千円	うち社外取締役 2名 4,800千円
監査役	3名	18,840千円	うち社外監査役 3名 18,840千円
合 計	10名	128,730千円	

- (注) 1. 2008年3月26日開催の定時株主総会決議に基づく取締役及び監査役の報酬限度額（使用人給与分は含まず）は、次のとおりです。
 取締役年額 150,000千円、監査役年額 60,000千円
 当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（社外取締役1名）、監査役の員数は3名（社外監査役2名）であります。
 2. 期末現在、社外取締役1名については、報酬を支払っておりません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職先及び兼職の内容
取 締 役	岡 部 長 栄	
取 締 役	安 孫 子 和 司	株式会社NTTデータフロンティア取締役執行役員
取 締 役	木 崎 重 雄	キザキ・エンタープライズ株式会社代表取締役
常 勤 監 査 役	大 林 幹 司	
監 査 役	山 田 啓 介	公認会計士・税理士山田啓介事務所主宰 有機合成薬品工業株式会社社外取締役 有限会社山田殖産取締役
監 査 役	中 谷 浩 一	桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士

- (注) 監査役中谷浩一氏が兼職している桃尾・松尾・難波法律事務所と当社は顧問契約を締結しております。その他、上記の兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

				活動状況
取締役	岡	部	長 栄	当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席しており、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	安	孫	子 和 司	当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席しており、金融システムの開発など豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	木	崎	重 雄	当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席しており、企業経営者及びコンサルタントとしての豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	大	林	幹 司	当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会13回すべてに出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	山	田	啓 介	当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会13回すべてに出席しており、公認会計士として会計の専門的見地より適宜必要な発言を行っております。
監査役	中	谷	浩 一	当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会13回すべてに出席しており、弁護士として法律の専門的見地より適宜必要な発言を行っております。

4 会計監査人の状況

- 1 名称 太陽有限責任監査法人
- 2 報酬等の額

	太陽有限責任監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,880千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	26,880千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

イ. 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、その旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

ロ. 監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任並びに後任会計監査人の選任を、取締役を通じ、株主総会の目的とすることといたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、その旨及び不再任並びに選任の理由を、株主総会において報告いたします。

ハ. 監査役会は、当社に対する多面的評価の体制を一層充実し、内部統制をより実効あるものとする目的で、上記ロ. 記載の理由の有無にかかわらず、前年度の会計監査人において特段の職務執行に関する支障がなかったとしても、次年度の会計監査人を他の監査法人と交替することを可能とし、その必要があると判断した場合は、会計監査人の不再任及び後任会計監査人の選任を、取締役を通じ、株主総会の目的とすることといたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、その旨及び不再任並びに選任の理由を、株主総会において報告いたします。

4 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を含む社内規程を遵守し、企業倫理を認識し社会的責任を果たすために、コンプライアンスポリシーを定め定期的な研修を通じ周知徹底を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書の作成、保存及び廃棄を規定した文書管理規程に則り、重要な意思決定及び報告に関して、文書又は電磁的記録により保存、管理を行い、取締役、監査役からの要請があった場合、速やかに閲覧可能な状態を維持する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

決済の取次という当社の基本業務において、情報セキュリティに関する機密性、完全性、可用性の確保が最も重要と認識し、情報セキュリティ関連規程を整備するとともに情報セキュリティ委員会を設置し、運用状況のモニタリングを行う。また、社内CSIRTを設置し、セキュリティインシデントの抑止策・体制の強化、及び発生後の対処の適正化・迅速化を図る。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月に一度開催し、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催するものとし、迅速な意思決定を行うため、経営及び業務執行に関する重要事項の協議・決定を行う機関として経営会議を設置する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社管理規程に則り、経営等に関する事項につき当社経営会議等に報告を求める。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の基本業務に徴し、情報セキュリティに関する機密性、完全性、可用性の確保、製品の品質管理、仕入先管理が重要と認識し、当社の関連規程を準用し、運用状況のモニタリングを行う。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社管理規程に則り、重要事項は事前に協議を行うこと等により、子会社取締役の職務執行の効率性を確保する。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の監査役及び監査部門による監査、内部統制の整備・運用状況の評価等により業務の適正性を検証する。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要な人員を配置する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
前号の使用人に対する指揮命令は監査役が行うものとし、当該使用人の人事異動、人事考課、懲戒等に関しては、事前に監査役の同意を得るものとする。

⑧ 当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
取締役及び使用人は、取締役会、経営会議、その他社内的重要な会議において、適宜職務執行状況を監査役に報告する。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
子会社の監査等を通じて子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、適時、適切に当社の監査役に報告する。また、当社の監査役より業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切に報告する。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報制度を準用し、報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行において、費用の請求をした時は、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

① その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社の重要な会議への出席、各部責任者へのヒアリングを通じ、必要な情報を収集するとともに、代表取締役及び会計監査人との定期的な会合を通じて情報意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部監査部による監査を実施し、監査結果を取締役会において10回、代表取締役より報告しました。

取締役及び使用人を対象に、コンプライアンス教育を実施しました。

監査役会により代表取締役面談を3回実施しました。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及び資料は、セキュリティが確保された場所で適切に保管しました。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

情報セキュリティ関連規程の改定を行い、情報セキュリティ委員会を4回開催しました。またSMS監査、個人情報保護監査をそれぞれ1回実施しました。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会からの業務執行の委任を受けた経営会議を52回開催しました。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社管理規程に則り、当社役員又は経営会議に適切に報告がなされました。

当社役員が子会社の役員を兼務することにより、情報を共有しました。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の関連規程が準用され、子会社の基本業務が適切に管理されていることを確認しました。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社管理規程に則り、重要事項については事前に取締役会において協議を行うことにより、子会社取締役の職務執行の効率性を確認しました。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
監査役により、子会社社長及び子会社取締役へのヒアリング等を通じて監査を実施しました。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は当該使用人としての内部監査部長より、毎月内部監査の報告を受け、また、監査役監査運用に関する意見交換を適時行いました。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

「監査役監査基準」に沿い補助使用人に対する指揮命令権を有すること、人事異動、人事考課、懲戒等に対する同意権を有することを明確にし、運用しました。

⑧ 当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は当社の取締役会、経営会議、その他主要会議に出席しました。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

監査役は主な使用人との面談を実施しました。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度を準用し、当社は報告者に対する保護を保証しています。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務に必要な費用について、監査役の請求に従い速やかに処理しました。

⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人との会合を8回開催し、情報交換しました。

6 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つであると認識しており、利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を見ながら、また一方で将来に備えた内部留保充実の必要性を勘案して決定することを基本方針としております。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めており、毎事業年度における配当は、期末と中間の2回行うことができることとしております。

これらの剰余金の配当については、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会を決定機関としております。

当期の期末配当につきましては、今後も引き続き企業価値の向上に努める所存ですが、同時に当社株式を長期保有していただいております株主の皆様への利益還元として、10円00銭の配当を実施させていただくことにいたしました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流動資産	15,755,168
現金及び預金	14,882,823
売掛金	283,078
商品	39,809
仕掛品	5,495
関係会社短期貸付金	1,500
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	50
その他	542,412
固定資産	268,089
有形固定資産	48,461
建物附属設備	11,092
器具備品	37,369
無形固定資産	103,350
ソフトウェア	103,350
投資その他の資産	116,277
投資有価証券	4,000
繰延税金資産	24,999
その他	89,406
貸倒引当金	△2,127
資 産 合 計	16,023,257

負 債 の 部	
科 目	金 額
流動負債	13,921,399
買掛金	87,039
未払金	26,351
未払法人税等	96,358
未払消費税等	36,717
預り金	13,608,802
その他	66,130
固定負債	6,608
その他	6,608
負 債 合 計	13,928,008
純 資 産 の 部	
株主資本	2,003,777
資本金	1,237,988
資本剰余金	83,900
利益剰余金	830,779
自己株式	△148,891
非支配株主持分	91,471
純 資 産 合 計	2,095,249
負債純資産合計	16,023,257

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,143,327
売上原価		2,112,909
売上総利益		1,030,418
販売費及び一般管理費		684,990
営業利益		345,428
営業外収益		
受取利息	68	
受取手数料	240	
為替差益	486	
未払配当金除斥益	202	
預り金精算益	459	
その他	41	1,498
営業外費用		
支払利息	241	
支払手数料	1,447	1,688
経常利益		345,237
特別利益		
賃貸借契約解約損戻入益	4,000	4,000
税金等調整前当期純利益		349,237
法人税、住民税及び事業税	107,336	
法人税等調整額	7,821	115,157
当期純利益		234,080
非支配株主に帰属する当期純利益		10,056
親会社株主に帰属する当期純利益		224,024

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年1月1日 残高	1,237,988	83,900	662,530	△48,894	1,935,525
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△55,775		△55,775
親会社株主に帰属する 当期純利益			224,024		224,024
自己株式の取得				△99,996	△99,996
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	168,248	△99,996	68,252
2021年12月31日 残高	1,237,988	83,900	830,779	△148,891	2,003,777

	非支配株主持分	純資産合計
2021年1月1日 残高	81,415	2,016,940
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△55,775
親会社株主に帰属する 当期純利益		224,024
自己株式の取得		△99,996
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	10,056	10,056
連結会計年度中の変動額合計	10,056	78,308
2021年12月31日 残高	91,471	2,095,249

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,751,381	流動負債	9,215,262
現金及び預金	9,909,743	買掛金	109,301
売掛金	265,357	未払金	24,755
商品	21,973	未払費用	43,813
仕掛品	1,618	未払法人税等	65,185
前払費用	53,981	預り金	8,936,185
立替金	494,332	前受収益	7,525
関係会社短期貸付金	1,500	未払消費税等	27,309
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	50	その他	1,184
その他	2,824	固定負債	6,608
固定資産	310,109	預り保証金	6,608
有形固定資産	43,746	負債合計	9,221,871
建物附属設備	11,092	純 資 産 の 部	
器具備品	32,654	株主資本	1,839,620
無形固定資産	73,698	資本金	1,237,988
ソフトウェア	73,698	資本剰余金	83,900
投資その他の資産	192,665	資本準備金	83,900
投資有価証券	3,000	利益剰余金	666,623
関係会社株式	90,185	利益準備金	36,991
長期前払費用	1,315	その他利益剰余金	629,631
敷金	73,866	繰越利益剰余金	629,631
破産更生債権等	2,127	自己株式	△148,891
繰延税金資産	18,960	純 資 産 合 計	1,839,620
その他	5,337	負債純資産合計	11,061,491
貸倒引当金	△2,127		
資産合計	11,061,491		

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,729,278
売上原価		1,902,401
売上総利益		826,877
販売費及び一般管理費		615,739
営業利益		211,137
営業外収益		
受取利息	35	
受取手数料	240	
未払配当金除斥益	202	
為替差益	486	
その他	31	996
営業外費用		
支払利息	241	
支払手数料	1,447	1,688
経常利益		210,445
特別利益		
賃貸借契約解約損戻入益	4,000	4,000
税引前当期純利益		214,445
法人税、住民税及び事業税	66,671	
法人税等調整額	1,260	67,932
当期純利益		146,512

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
2021年1月1日 残高	1,237,988	83,900	83,900	31,414	544,471	575,886
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△55,775	△55,775
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立				5,577	△5,577	—
当期純利益					146,512	146,512
自己株式の取得						—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	5,577	85,159	90,737
2021年12月31日 残高	1,237,988	83,900	83,900	36,991	629,631	666,623

	株 主 資 本		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	
2021年1月1日 残高	△48,894	1,848,880	1,848,880
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△55,775	△55,775
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立		—	—
当期純利益		146,512	146,512
自己株式の取得	△99,996	△99,996	△99,996
事業年度中の変動額合計	△99,996	△9,259	△9,259
2021年12月31日 残高	△148,891	1,839,620	1,839,620

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月9日

ビリングシステム株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子勝彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠田友彦 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ビリングシステム株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビリングシステム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するにあたり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月9日

ビリングシステム株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 金子勝彦 ㊞

公認会計士 篠田友彦 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ビリングシステム株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するにあたり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月21日

ビリングシステム株式会社 監査役会

常勤監査役(社外) 大林幹司 ㊟

監査役(社外) 山田啓介 ㊟

監査役(社外) 中谷浩一 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つとしつつ、当期の業績並びに将来の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円00銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は62,894,180円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が〔2022年9月1日〕に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><削 除></p>

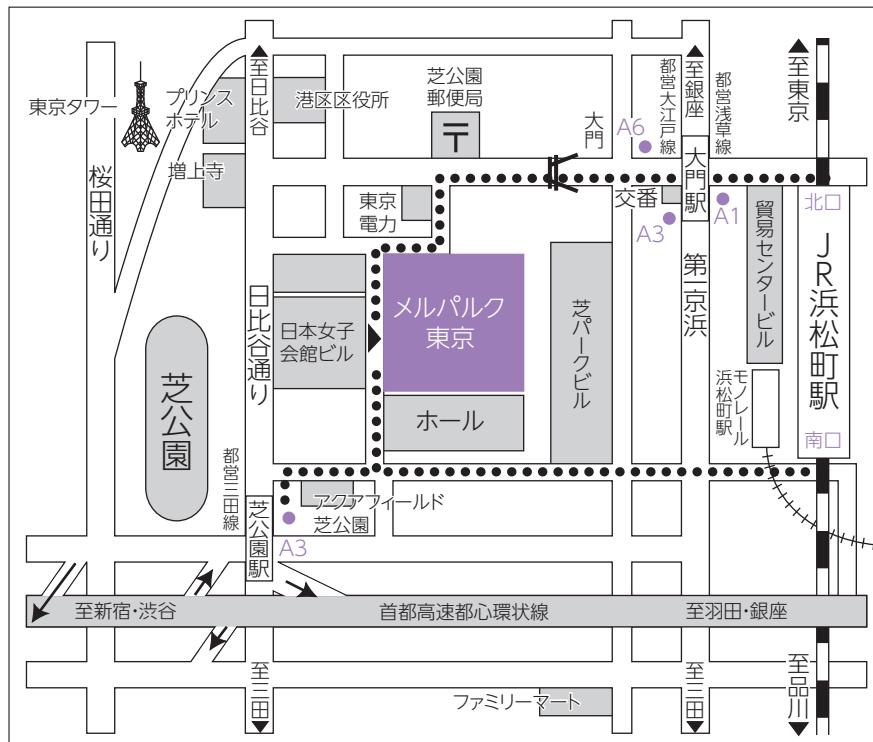
現 行 定 款	変 更 案
<新 設>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<新 設>	<p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以 上

メモ

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 4階 孔雀の間
TEL 03-3433-7211



交通のご案内

- JR
浜松町駅（北口）又は（南口）S5階段「金杉橋方面」から徒歩8分
- モノレール
浜松町駅（北口）から徒歩8分
- 地下鉄
芝公園駅（都営三田線「東急目黒線乗入」）A3出口から徒歩2分
大門駅（都営浅草線「京浜急行・京成乗入」、都営大江戸線）A3出口から徒歩4分、
A6出口から徒歩4分、A1出口から徒歩5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。